

## 1 実現化方策とは

実現化方策とは、これまでの全体構想や地域別構想で示した将来像の実現に向けて、必要な役割や計画の運用方法について示すものです。

都市づくりを取り巻く環境

少子高齢化の進展

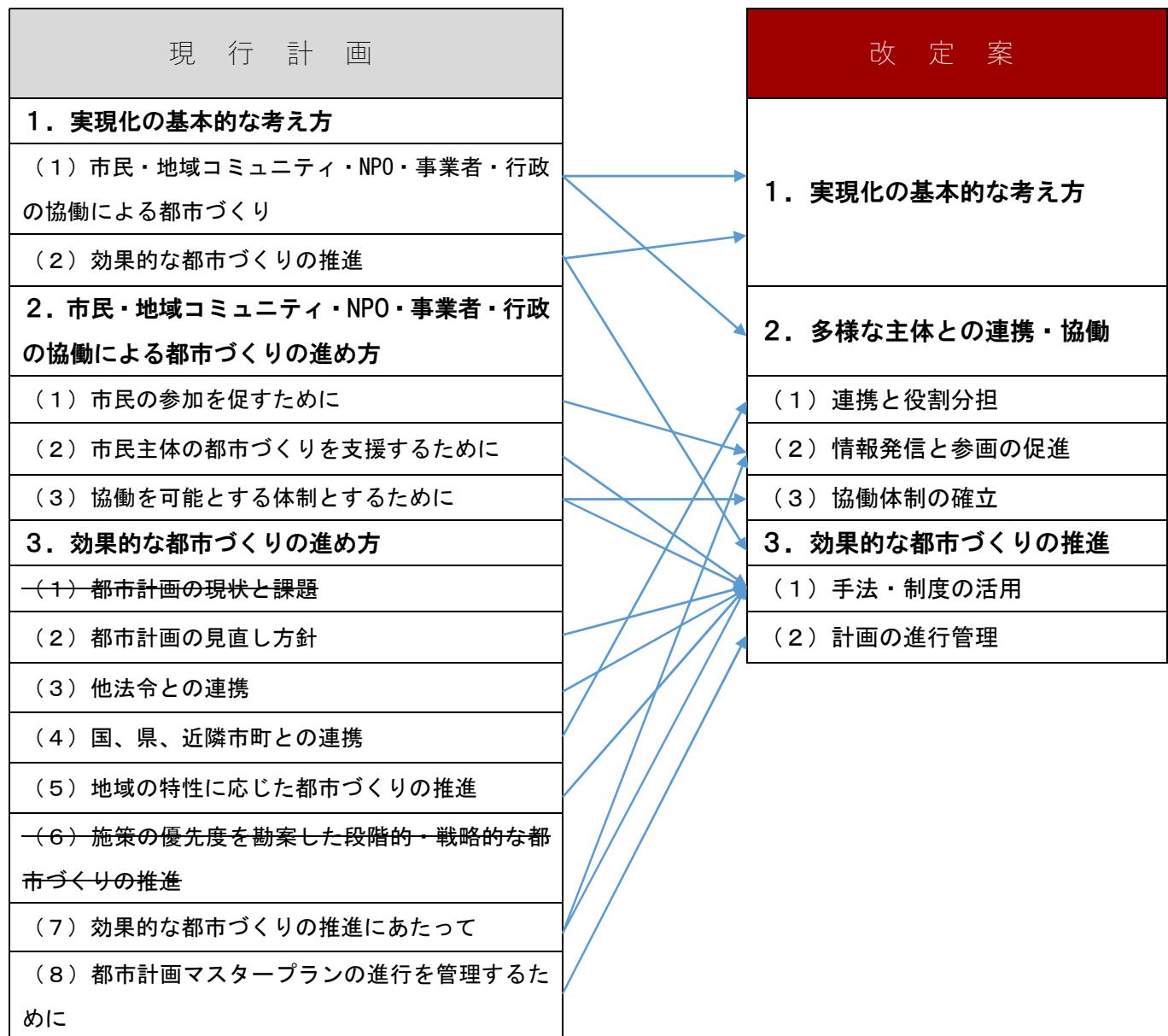
都市施設の維持管理費用の増大

社会資本への投資余力の減少

多様な主体との連携・協働

効果的な都市づくりの推進

## 2 現行計画の改定



### 3 改定案の概要

#### 1. 実現化の基本的な考え方

※赤字は現行計画から追加した内容

将来像の実現に向けて、地域住民、地域と深い関わりを持つ事業者、NPO、ボランティア、など多様な主体が参画し、行政と連携・協働し、それぞれの役割を活かした都市づくりを推進する。

#### 2. 多様な主体との連携・協働

##### (1) 連携と役割

###### ①市民、地域コミュニティの役割

⇒地域の都市づくりは、そこに関わる市民や地域コミュニティが主体となり行政と協働で取り組む。

###### ②行政の役割

⇒国、県、近隣市町との連携により広域的視点から都市づくりを進める。

###### ③事業者、NPOの役割

⇒民間事業者のノウハウや資本等を活用して公共サービスを提供する PPP/PFI（官民連携）手法や指定管理制度の活用を図る。また、インフラの維持管理に関する業務の一部を民間業者が実施する包括的民間委託を展開する。

##### (2) 情報発信と参画の促進

###### ①都市計画マスタープランの周知

⇒市ホームページや動画配信等による公開や意見の広聴等により本計画の周知を図る。

###### ②都市づくりに関わる情報の提供

⇒計画の進捗状況等の適時適切な公表や都市づくりに関するデータのオープンデータ化により、都市づくりの見える化に努める。

⇒コミュニティ支援交付金などまちづくり活動に関する有効な情報の提供。

###### ③都市づくりに対する意識の啓発

⇒市民主体の都市づくりを支援するため、「まちづくり講座」の開催

##### (3) 協働体制の確立

###### ①協働の場の確保

⇒市民組織等の代表者と行政担当者による協議会等の機会確保

###### ②まちづくり活動の主体づくり

⇒「都市再生推進法人」設立の検討

###### 【削除】府内の推進体制の充実

⇒本計画を一元管理する「推進担当」の設置、「連絡調整会議」の開催

### 3. 効果的な都市づくりの推進

#### (1) 手法・制度の活用

##### ①都市計画提案制度等の活用

⇒市民等による都市計画提案を行おうとする組織の認定、活動にかかる支援を行う。

##### ②都市計画の見直しの検討

⇒用途地域や都市施設等それぞれの見直し方針に応じた都市計画の見直しを検討する。

##### ③個別計画の策定・見直し

⇒道路・公園等の都市施設について個別に計画策定を行い効率的な整備をすすめる。

⇒立地適正化計画については評価・検証に基づく見直しを適宜行う。

##### ④他法令との連携

⇒「都市再生特別措置法」の届出制度によるコンパクトで機能的な都市づくりの推進や、農地関連法や防災関連法等の土地利用に関わる基本法令との適切な連携・運用を図る。

##### ⑤まちづくりDXの活用

⇒情報通信技術等の新技術の活用により、都市づくりに関わる課題の可視化や問題解決を行う。

#### (2) 計画の進行管理

##### ①都市計画マスタープランの進行管理と見直し

⇒PDCAサイクルに基づき計画の運用・管理を行う。

##### ②都市づくり指標の設定等

⇒個別計画の策定・見直しにおいて、施策・事業の達成度を検証できるよう「都市づくり指標」の設定を検討する。

#### 【削除】都市計画の現状と課題

##### ①都市計画の現状

⇒下田地域の都市計画の拡大に係る内容のため削除。

##### ②都市づくりからみた都市計画制度適用上の課題

⇒合併以前の土地利用や都市施設について、旧市町間の課題についての内容のため削除。

#### 【削除】施策の優先度を勘案した段階的・戦略的な都市づくりの推進

施策区分を第Ⅰ期、第Ⅱ期分け、概ね8年以内に着手する事業を第Ⅰ期として整理していたが、具体的な内容を記載することは難しいため削除。